

令和7年度版

令和7年3月の日本パラスポーツ協会会議において変更する場合があります。

令和7年度千葉県障害者スポーツ大会 競技・種目 No.1

陸上競技

◎ 男女別・年齢区分別 △ 男女混合・年齢区分別なし ▲ 男女別・年齢区分なし

			競 走							跳 躍			投てき								
			※1 50m	100m	200m	400m	800m	1500m	ス ラ ロ ー ム	リ レ ー	4 × 1 0 0 m	走 高 跳	立 幅 跳	走 幅 跳	砲 丸 投	ル ソ フ ト ボ ー	ク ス ロ ー ッ	ジ ャ ベ リ ッ	グ ロ ウ ン バ ッ		
肢 体	1	上 肢	1	手部切断 片前腕切断または、片上肢不完全 片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎				
			2	両前腕切断または、 片前腕および片上腕切断 両上肢不完全	◎	◎				※3			▲	◎	◎						
			3	両上肢切断または、両上肢完全	◎	◎							▲	◎	◎						
	下 肢	4	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎	◎			
		5	片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎	◎			
		6	両下腿切断	◎	◎								◎		◎	◎	◎	◎			
		7	片下腿および片大腿切断 両下肢不完全	◎									◎		◎	◎	◎	◎			
	2	車 い す 常 用 ・ 使 用	脳 原 性 麻 痺 以 外 で	8	両大腿切断または、両下肢完全										◎	◎	◎				
				9	体幹 ※2	◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎		
3	脳 外 傷 等	脳 原 性 麻 痺 、 脳 血 管 疾 患	10	第6頸髄まで残存	◎	◎				◎									◎		
			11	第7頸髄まで残存		◎	◎		◎	◎	◎									◎	
			12	第8頸髄まで残存		※3	※3		※3	※3	◎					◎	◎	◎			
			13	下肢麻痺で座位バランスなし		◎	◎		◎							◎	◎	◎			
			14	下肢麻痺で座位バランスあり		◎	◎		◎							◎	◎	◎			
			15	その他の車いす		◎	◎		◎							◎	◎	◎			
			16	四肢麻痺で車いす使用	◎						◎										◎
4			17	けて移動	◎					◎									◎		
			18	片上下肢または片上肢で車いす使用	◎						◎						◎	◎			
			19	上肢で車いす使用	◎	◎	◎		◎	◎	◎					◎	◎	◎			
			20	その他走不能												◎	◎	◎			
			21	上肢に不随意運動を伴う走可能	◎	◎	◎			◎					◎	◎	◎	◎	◎		
			22	その他走可能	◎	◎	◎			◎					◎	◎	◎	◎	◎		
視 覚 障 害 ※4			23	電動車いす常用						◎									◎		
			24	視力0から0.01まで ※5	◎	◎	◎		◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎			
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害 、 音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能 障 害			25	その他の視覚障害	◎	◎	◎		◎	◎		▲	◎	◎	◎	◎	◎				
			26	聴覚障害	◎	◎	◎		◎	◎			▲	◎	◎	◎	◎	◎			
知 的 障 害			27	知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎		△	▲	◎	◎		◎	◎			
内 部 障 害			28	ぼうこう又は直腸機能障害	◎					◎			◎	◎		◎	◎				

- ※1 身体障害50mで使用する車いすは日常生活用とする。
- ※2 体幹とは頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する）。ただし、四肢の機能障害を伴う場合は、体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない。
- ※3 複数の障害区分にわたり1つの◎がついている場合は、1つの区分として競技を行い、順位を決定する。
- ※4 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。
- ※5 障害区分24は光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。
- ※6 申込状況によっては参加人数の制限を実施する場合がある。

水 泳

◎ 男女別・年齢区分別

○男女別・1部

●男女別・2部

△男女混合・年齢区分なし

				自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ		4 × 5 0 m リ リ ー	4 × 5 0 m リ リ ー	
				2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m			
肢 体 不 自 由	1	上 肢	1	手部切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			2	片前腕切断または、片上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			3	片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			4	両前腕切断または、両上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			5	両上腕切断または、両上肢完全 片前腕および片上腕切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
	1	下 肢	6	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			7	片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			8	両下腿切断または、両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			9	両大腿切断または、両下肢完全 片下腿および片大腿切断	◎	◎	●	○	●	○	◎			
	1	上 下 肢	10	片上肢切断および片下肢切断 片上肢不完全および片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎			
			11	多肢切断または、 片上肢完全および片下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎			
	2	車 い す 常 用	脳 原 性 麻 痺	12	体幹	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
13				第7頸髄まで残存	◎	◎	◎		◎					
14				第8頸髄まで残存	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
15				下肢麻痺で座位バランスなし	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
3	(脳 外 傷 等)	脳 原 性 麻 痺 、 脳 血 管 疾 患	16	下肢麻痺で座位バランスあり	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			17	四肢麻痺（車いす常用）または、 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎		◎					
			18	両下肢麻痺 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			19	片側障害で片上肢機能全廃	◎	◎	●	○	●	○	◎			
			20	その他の片側障害で走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
4			21	その他走可能	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			22	浮具使用	◎	◎	◎		◎					
視 覚 障 害 ※1・2			23	視力0から0.01まで ※2	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			24	その他の視覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害 、 音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能 障 害			25	聴覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
知 的 障 害			26	知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	△

※1 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※2 障害区分23は光を通さないゴーグルを装着する。

アーチェリー

●男女別

	No.	障 害 区 分	リカーブ		コンパウンド			
			50m ・30m	30m ・30	50m ・30m	30m ・30m		
肢 体 不自由	1	脳原性麻痺以外で 車いす常用	●	●	●	●		
		2	その他の車いす	●	●			
	3	切断・機能障害	3	上肢障害	●	●		
			4	下肢障害(椅子、車いす使用を含む)	●	●		
			5	体幹	●	●		
	6	脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管疾 患、脳外傷等)	●	●	●	●		
7	聴覚障害	●	●					
8	ぼうこう 又は 直腸機能障害	●	●					

※ 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

卓 球

◎ 男女別・年齢区分別 ● 男女別

			No.	障 害 区 分	一般卓球	サウダーブルテニス
肢 体 不自由	1	上肢障害	1	片上肢障害	◎	
			2	両上肢障害	◎	
		下肢障害	3	片下腿切断、片下肢不完全	◎	
			4	片大腿切断、両下腿切断 片下肢完全、両下肢不完全	◎	
			5	片下腿・片大腿切断 両大腿切断、両下肢完全	◎	
		6	体幹	◎		
	2	脳原性麻痺以外で 車いす常用、使用	7	第8頸髄まで残存 ※1	◎	
			8	座位バランスなし	◎	
			9	その他の車いす	◎	
	3	脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管疾 患、 脳外傷等)	10	車いす使用	◎	
			11	杖または、松葉杖使用	◎	
			12	上肢に不随意運動あり	◎	
			13	上肢に不随意運動なし	◎	
			14	片側障害	◎	
視 覚 障 害 ※2			15	アイマスク有り		◎
			16	アイマスク無し	◎	
聴覚・平衡機能障害、 音声・言語機能障害、 そしゃく機能障害			17	聴覚障害	◎	
知 的 障 害			18	知的障害	◎	
精 神 障 害 ※3			19	精神障害	●	

※1 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

※2 視力・視野の程度に関わらず、光を通さないアイマスクまたは、アイシェードの有無で出場競技を分ける。

※3 精神障害は男女別で行う。応募状況によって年齢区分別に行う場合がある。

フライングディスク

◇ 区分なし ● 男女別

	アキュラシー		ディスタンス	
	ディスリート5	ディスリート7	座位	立位
肢体不自由	◇	◇	●	●
視覚障害				
聴覚障害				
知的障害				
内部障害 〔ぼうこう又は直腸機能障害〕				

ボッチャ

◎ 男女混合・年齢区分なし

	区分番号	障害区分	競技スタイル		
			立位	座位	
肢体不自由	1	切断・機能障害	◎		
	2	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	2	第6頸髄まで残存	◎
			3	第7頸髄まで残存	◎
			4	第8頸髄まで残存	◎
			5	多肢切断	◎
	3	脳原性（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	6	四肢麻痺で車いす常用または、使用	◎
			7	けって移動	◎
			8	片上下肢で車いす常用または、使用	◎
			9	その他走不能	◎
	4		10	電動車いす常用	◎

※ 座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※ 座位で競技する選手（区分2～8および10）の選手で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者に競技アシスタントを、ランプ使用者にはランプオペレーターをそれぞれ選手1名につき1名を認める。

※ 立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。

※ 脳原性麻痺で、四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で上肢による車いす使用者はすべて四肢麻痺（区分6）として区分判定する。

※ 区分10は、四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者を対象とする。

ボウリング

知的障害者で男女別、年齢区分別に実施する。

バスケットボール

知的障害者で、男女別に実施する。

ソフトボール

知的障害者のみの競技とする。

バレーボール

聴覚障害者と知的障害者で、男女別に実施する。
精神障害者（ソフトバレーボール）は、男女混合とする。

サッカー

知的障害者のみの競技とする。

フットソフトボール

知的障害者のみの競技とする。